

宝塚市  
きずなづくり推進事業補助金  
募集要項

令和5年(2023年)4月

相談を随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。  
宝塚市役所 市民協働推進課「きずなづくり推進事業係」  
電話:0797-77-2051(土・日・祝日を除く日の午前9時～午後5時30分)

募集要項については、宝塚市ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/shiminkatsudo/1049571.html>

【市ホームページID】1049571

※ページIDを宝塚市ホームページの検索窓に入力すると、該当ページが表示されます。



## ■宝塚市きずなづくり推進事業補助金について

この補助金は、市民活動を行う団体の事業費の一部を市が補助することにより、市民と市の協働のまちづくりを推進することを目的とします。

令和5年度は、「行政提案型事業」と「自由提案型事業」の2種別とします。

### 1 申し込むことができる団体

◇ 次の(1)から(8)をすべて満たしている団体が申し込むことができます。

- (1) 構成員が5人以上であること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 構成員のうち 2/3 以上が市民(在勤・在学者を含む。)であること。
- (4) 市内にその活動拠点を有し、又は、市内で活動の主要部分を行っていること。
- (5) 定款、規約、会則その他の定めにより団体としての運営上の規律が確立されていること。
- (6) 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。
- (7) 適切な会計処理が行われていること、又は、適正な会計処理を行う能力を有していること。
- (8) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第3号に該当しないこと。

### 2 補助対象事業、補助金額、事業実施期間、審査方法、他の補助制度との併用など

種別	行政提案型事業	自由提案型事業
補助対象事業	市民活動を行う団体が、きずなを深めるとともに、市民ニーズや地域の実情に即して自主的、自発的に行う市内での公益的活動 ※個々の地域の課題を解決する活動を対象に含みます。	
テーマ設定	市が設定	申請団体が自由に設定
補助金額 (補助率)	上限50万円 (補助対象経費の 10/10)	上限20万円 (補助対象経費の 1/2)
担当課との 事前協議	必要	—
事業実施期間	令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日	
審査方法	書類審査及びプレゼンテーション	

- ◇ 公益的活動とは、不特定多数の市民の利益や社会的利益の増進に寄与する活動をいいます。団体の会員のみを対象とした事業、特定の市民しか参加できない事業は対象となりません。
- ◇ 申請は1団体1事業とします。
- ◇ 補助金の総額は300万円とし、補助金額は千円未満を切り捨てます。
- ◇ 同一団体が行う同一テーマの事業については、全補助金通算3回までとします。なお、同一団体や同一テーマの判断は、審査において申請書類等により総合的に判断します。また、テーマに関係なく、同一団体が連続して交付を受ける回数は3回までとします。
- ◇ 補助対象経費の重複がない場合は、他の制度による補助を併用して受けることが可能です。

### 3 行政提案型事業における市の担当課との事前協議、関わり

行政提案型事業へ申請する場合は、申請前に市の担当課との事前協議を必須としています。担当課は、テーマに沿った事業内容となるよう助言等を行います。

申請から事業完了までの担当課の関わりは以下のとおりです。

- (1) 申請時の事前協議(事業の計画段階から担当課と団体とで話し合った上での申請書類作成、申請内容の確認、助言等)
- (2) 審査において、担当課意見の表明
- (3) 事業が採択された場合、団体への活動助言及び進捗状況の確認(事業確認)、広報誌への掲載手続き
- (4) その他、事業の実施に必要な助言等

### 4 行政提案型事業のテーマ

#### (1) 市制 70 周年記念事業におけるイベント企画について

##### 【目的】

宝塚市は、令和 6 年 4 月 1 日で市制 70 周年を迎え、「共に創り、未来につなぐまち(仮称)」をコンセプトに記念事業を開催します。

今回の周年事業においては、共創の考え方を広く共有し、市民・事業者・職員参加型で共に記念事業を創り上げることを目指しております。

そのうち、70 周年という大きな節目に市民や地域の力を活かしながら、一体となることで、まちの力を引き出し、郷土・故郷への愛着や誇りを再認識するような事業を展開して頂きます。

【問い合わせ】企画政策課(0797-77-2001)



#### (2) 景観資源発掘 ～まちの魅力を発掘・発信 協働のまちづくり～

##### 【目的】

本市は、景観計画において、「自然や歴史・文化を『守る』、市民主体のまちづくり活動などを『育てる』、周囲のまちなみや自然景観と調和した都市景観を『つくる』ことが重要であり、これらの取り組みを通じて『宝塚らしさを感じる』都市景観を形成します。」としています。

景観を『守る』には、そこに住む人、生活する人が守りたいと思うことが重要です。市民主体でまちの魅力を発掘することで、まちへの愛着を深め、また、その魅力を市内外に発信することで景観を守る活動に繋がるような取組を求めます。

【問い合わせ】都市計画課(0797-77-2088)



### (3)「お互いさま」があふれるまちづくり

～すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける  
安心と活力のまち 宝塚～

#### 【目的】

令和3年6月に策定した「宝塚市地域福祉計画(第3期)」では、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者など多様な主体が連携し、様々な不安や悩みを抱える人を皆で支え合い、地域の中で誰もが安心して暮らし続けられるまち「地域共生社会」の実現を目指しています。

とはいえ、地域には様々な人が住んでいて、個々の考えや思想、文化も多種多様です。差別や排除のない地域共生社会を形成していくためには、日ごろからの交流を通じた相互理解がとても大切です。

#### (期待する活動事例)

##### ・自治会館などの既存拠点を活用した共生型の居場所づくり

年齢・性別・障害(がい)の有無などに関わらず、誰もが参加できる常設の共生型の居場所づくり  
(補助金終了後も継続できる長期計画を求む)

##### ・地域活動者の担い手の育成

現在、70代から80代の活動者が多いことから、地域における次世代の担い手育成につながるプログラムの実施

##### ・災害時の見守り体制の整備

要援護者の支援者が不足していることから、日ごろから、地域において要配慮者と地域住民との交流が行われ、災害時要援護者支援の理解が広がる取組

事例のように、世代や立場を越えた幅広い交流・つながりが生まれ、地域で助け合い・支え合いの意識醸成や仕組みが生まれる活動を期待します。

【問い合わせ】地域福祉課(0797-77-0653)



### (4)まちの活性化を、みんなの手で～個店から始まる地域の魅力向上～

#### 【目的】

本市では、令和3年度に「創造都市・宝塚」の実現を将来目標として掲げた「宝塚市産業振興ビジョン」を策定し、併せて「宝塚市商工業振興計画」も策定、同計画では「まちの活性化を、みんなの手で」を基本方向の一つとして掲げています。

これらビジョンや計画を実現するため、「宝塚だからこそ開業したい」、「この地域を盛り上げたい」という意欲ある個店を営む事業者同士の連携による、まちの活性化を目指す取組を支援します。

まちの活性化を担う主役は「みんな」です。魅力ある個店が集積し、市内外から人が訪れるような賑わいを創出できるよう、事業者を中心とし、各種地域団体、地域住民ら「みんな」による地域の魅力向上につながるまちづくりを推進します。

【問い合わせ】商工勤労課(0797-77-2011)



(5)創造力を育む 文化芸術の薫り高い宝塚をめざして  
 ～文化芸術都市にふさわしい 市民が主役のまちづくり～

【目的】

本市は「宝塚市文化芸術振興基本計画」を策定し、『創造力を育む 文化芸術の薫り高い 宝塚』を将来都市像として掲げ、その実現をめざしています。文化芸術活動を担う主役は「市民」です。誰もが文化芸術活動に親しむことができるよう市はサポートしながら、地域コミュニティにつながる文化芸術の持つ力を活かしたまちづくりを推進します。

その一環として、市民の誰もが自由に平等に活動でき、身近に文化芸術に触れ、体験する機会を享受できるような、宝塚の新しい魅力となる取組を求めます。特に、子どもを対象とした事業や、障(がい)のある人も参加できるような事業を期待します。

【問い合わせ】文化政策課(0797-77-2009)



5 補助対象となる経費

(1)補助の対象となる経費は、事業実施に直接的に必要で、かつ社会通念上補助の対象にふさわしい支出とします。また、申請時に記載のない内容については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

(2)科目ごとの経費の内容は、おおむね下記のとおりとします。

科 目	経 費 の 内 容
1 報償費	講師・専門家への役務の提供に対する謝礼
2 旅費	交通費、通行料金、駐車場料金
3 需用費	消耗品費(用紙、封筒等事業用消耗品類)、印刷費(チラシ、ポスター、報告書等の印刷費)、材料費、会議等でのお茶代(1本 150円程度まで。菓子や弁当等の食品は対象外)、イベントの記念品(菓子や弁当等の食品は対象外)
4 役務費	通信運搬費(郵便料等)、保険料等
5 使用料及び貸借料	会場借上料、機器使用料等
6 備品購入費	器具、機材等の購入費
7 その他経費	上記のほか事業の実施に必要で、市長が適当と認める経費

※1 報償費

・「講師・専門家への役務の提供に対する謝礼」には、基本的に補助対象団体の構成員が行うものは含みません。

※2 旅費

- ・「交通費」については、公共交通機関を利用する場合と車両を利用した場合に補助対象となります。
- ・公共交通機関を利用の場合は実際に必要な金額を算出してください。
- ・車両を利用する場合、ガソリン代として走行距離1kmにつき15円で算出した金額とします。実績報告時には出発地と目的地及びその距離を記入してください。通行料金、駐車場料金は、事業の直接的経費としての必要性から対象か否かを判断します。
- ・原則としてタクシー利用は対象としません。

※3 需用費

- ・「材料費」には、事業に使用する食材等の費用も含まれます。食事代は対象となりません。
- ・「イベントの記念品」には、換金性の高いものは認められません。

※4 役務費

- ・「通信運搬費」は、補助対象事業にかかる費用のみを対象とします。手数料や手話通訳・要約筆記料等もこの項目で計上してください。

※5 使用料及び貸借料

- ・「会場借上料」は、補助対象事業にかかる費用のみを対象とします。

※6 備品購入費

- ・「器具、機材等の購入費」は、補助対象事業に直接的に必要で、かつ事業の内容における重要度を考慮して判断します。必ず、必要となる経費は具体的に申請書に記載してください。記載のないものは認められません。

※7 その他経費

- ・上記 1～6 に当てはまらないものは、補助対象事業に直接的に必要かどうか、かつ事業の内容における重要度を考慮して判断します。必ず、必要となる経費は具体的に申請書に記載してください。記載のないものは認められません。

(3) 補助対象事業の実施期間中に支出した経費を補助対象経費とします。

ただし、会場借り上げ料等、やむを得ず補助対象事業の期間中の支出が不可能な場合は、事前にご相談ください。

(4) 次の経費については、補助の対象とはなりません。

- ・団体組織運営上の経費  
(例) 会員への会報等の郵送費、電話通話料、団体活動に関する交通費等
- ・団体の事務所等の維持管理経費  
(例) 事務所の家賃、光熱水費等
- ・慶弔費、交際費、加盟組織等への会費等
- ・団体の構成員に対する人件費

(5) 自然災害などのやむを得ない事情により計画していた事業を延期・中止または変更する場合

当初計画していた事業を延期・中止または変更する場合、修正した事業計画書と事業収支予算書を事前に市へ提出してください。必要な経費であると認められる場合は、交付決定額の範囲内で補助対象とします。

## 6 応募に必要な書類

◇ 応募に必要な書類は下記のとおりです。

1	宝塚市きずなづくり推進事業補助金交付申請書	様式第1号	必須
2	事業計画書	様式第2号	必須
3	事業収支予算書	様式第3号	必須
4	団体概要書	様式第4号	必須
5	誓約書	様式第5号	必須
6	定款または会則等、団体の運営に関する規程	様式自由	必須
7	構成員名簿(住所記入)	様式自由	必須
8	団体全体の最新の収支決算書及び収支予算書(様式自由)	-	必須
9	・他の補助金・助成金等の交付決定通知の写し ・その他事業内容がわかる書類(A4両面1枚まで)	-	あれば添付

- ◇ 様式第1～5は市ホームページからダウンロードできます。  
(ホーム > まちづくり・市政情報 > 市民活動 > 令和5年度 宝塚市きずなづくり推進事業補助金の活用事業を募集します)
- ◇ 審査に際し必要がある場合には、他の書類等の追加をお願いすることがあります。

## 7 応募方法・提出先

「6 応募に必要な書類」に掲げる書類をすべてそろえ、直接ご持参いただくか、郵送によりご提出ください。郵送の場合は、必ず、応募された方から市民協働推進課へ受け取りの確認をしてください。

応募書類受理後、申請内容について担当者から申請団体へ確認させていただく場合があります。直接ご持参いただく場合は、密を避け、待ち時間を短縮するため、事前に市民協働推進課へ来庁される日時をご相談ください。

- ◇ 募集期間 令和5年(2023年)5月1日(月)から5月19日(金)まで ※必着
- ◇ 受付時間 土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- ◇ 応募書類提出先 〒665-8665(住所不要)  
市民協働推進課「きずなづくり推進事業係」

## 8 プレゼンテーション

行政提案型・自由提案型にかかわらず、プレゼンテーションへの出席が必要です。

日 時: 令和5年(2023年)6月17日(土) ※予備日 6月18日(日)

内 容: 団体によるプレゼンテーション(5分)+質疑応答(7~10分)

実施方法: 対面を予定

- ◇ 申請団体数により、6月17日(土)、18日(日)の2日間にわたってプレゼンテーションを実施する場合があります。上記2日間のどちらでもご出席いただけるよう、日程を確保していただきますようお願いいたします。
- ◇ 当日の詳細な会場・時間等については、申請団体に別途連絡いたします。

## 9 審査基準、審査方法及び交付決定

### (1) 審査基準

審査基準は、行政提案型事業・自由提案型事業ともに、以下のとおり設定します。

効果の広域性	事業による便益が特定の個人や団体にとどまるのではなく、広く社会的便益が及ぶ活動であるか。また、事業が直接・間接を問わず、特定の団体ないし構成員あるいは構成員と関係する第三者の営利に結び付いていないか。
必要性	事業について具体的な社会的必要性があるか。
独創性	独自の又は新たな視点などを具備し、かつ、市の現状等から補助に値するものと認められるか。
目的・目標と手段の整合性	事業の執行計画が効率的で、無駄がなく、かつ、達成しようとする目的とその手段が整合しているか。

実現可能性	社会情勢や団体の能力などからみて、効果的な事業実施が十分可能であるか。
安全性	事業を安全に実施するため、新型コロナウイルス感染症を含め、対策を講じているか。
団体の適格性	会計処理をはじめ団体運営が適正であり、持続的な活動が期待できるか。

## (2) 審査方法

宝塚市きずなづくり推進事業審査会が、審査基準に基づき、提出された応募書類及びプレゼンテーションにより審査・判定を行います。

## (3) 交付決定

市長は、同審査会の判定を尊重し、補助金の交付を決定します。

## 10 決定通知

- ◇ 交付・不交付の決定は、文書により全ての応募団体にお知らせします。
  - ・交付の場合、交付決定額も併せて通知します。
  - ・交付に際して、条件がつく場合があります。
  - ・交付を決定した団体には、通知と併せて、補助金の請求書様式を送付します。

## 11 補助金の交付について

- ◇ 補助金の交付 <補助金の交付決定を受けた団体のみ>
  - ・補助金の交付の決定を受けた団体は、交付決定後から事業完了までの間に、交付決定額の1/2の交付を受けることができ、残額は事業完了報告書を提出した日以降に交付します。ただし、「自由提案型事業(交付決定額が10万円未満)」は交付決定額の全額を一度に交付します。
  - ※「行政提案型事業」・「自由提案型事業(交付決定額が10万円以上)」について、交付決定額の一括交付の必要がある場合はご相談ください。
- ◇ 補助金額の確定
  - ・補助対象事業実施後、「12 実績報告について」の各報告書等を提出していただきます。
  - ・内容を審査して、交付する補助金額を確定します。
  - ・確定した補助金額が、既に交付している金額(原則、行政提案型事業・自由提案型事業(交付決定額が10万円以上)においては交付決定額の1/2)に満たない場合は、その差額について、すみやかに返還していただきます。
  - ・補助金額は、当初通知した交付決定額を上限とします。

## 12 実績報告について

- ◇ 実績報告
 

補助金の交付を受けた団体は、事業の終了後30日以内に、下記の書類を提出してください。

※ただし、最終提出日は令和6年(2024年)3月31日までとします。やむを得ず上記の期間に書類の提出が不可能な場合は、事前にご相談ください。



1	宝塚市きずなづくり推進事業補助金事業完了報告書	様式第6号
2	事業実績報告書	様式第7号
3	事業収支決算書	様式第8号
4	補助対象の経費に係る領収書等の写し	様式なし

- ◇ 事業実績の確認のため、必要に応じて他の書類等の追加提出をお願いすることがあります。
- ◇ 様式6～8は、補助金の交付決定を受けた団体へ、交付決定通知とともに郵送します。また、市ホームページからもダウンロードできます。  
(ホーム > まちづくり・市政情報 > 市民活動 > 令和5年度 宝塚市きずなづくり推進事業補助金交付事業の決定について)

### 13 事業完了までのスケジュール(予定)

- ◇ 申請状況及び新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、変更する場合があります。

4月3日(月)～	募集要項・申請書の配布開始
5月1日(月)～5月19日(金)	申請受付期間  行政提案型事業を申請する場合、4月3日(月)から5月19日(金)までの間で必ず担当課との事前協議を終えてください。
6月17日(土) (予備日 6月18日(日))	プレゼンテーション  <u>種別にかかわらず、補助金の申請を行う団体については出席が必要となります。</u> 詳細は「8 プレゼンテーション」をご覧ください。
7月中旬頃	交付決定または不交付決定の通知  審査結果を通知します。補助金の交付を決定した団体には、請求書も同封します。
8月中旬～	補助金の交付  請求書を受理後、順次お支払いします。請求書の受理からお支払いまでは、3週間～1ヵ月程度かかります。
事業終了後30日以内 (最終〆切: 令和6年(2024年)3月31日)	実績報告  事業実施後、実績報告に係る書類をご提出いただきます。

## 14 情報の公開

- ◇ この補助金の申請及び実績報告に関する書類に関しては、原則公開とします。
- ・交付決定団体の公表  
補助金交付の対象団体については、団体名、事業名、交付決定額、事業計画書を宝塚市ホームページ等で公表します。
- ・事業実績の公表  
補助金交付の対象となった事業については、事業実績報告書を宝塚市ホームページ等で公表します。

## 15 事業実施にあたって

- ◇ 交付決定された事業の実施日時等の詳細が決まり、事業を実施するにあたっては、以下の点にご留意ください。
- ・日程の詳細等が決まった際は、市民協働推進課までご連絡ください。
- ・チラシ、ポスター等の印刷物へは、「この事業は、宝塚市きずなづくり推進事業補助金交付事業です。」の一文を必ずご記載ください。
- ・チラシ等の印刷物を作成された場合は、市民協働推進課まで1部ご提出ください。
- ・採択された事業は、交付決定と同時に「宝塚市後援」の名義使用を可能とするため、別途、名義使用申請は不要です。ただし、宝塚市教育委員会の後援が必要な場合、別途申請が必要です。
- ・「広報たからづか」に掲載することができます。掲載月の2ヵ月前までに別途様式により依頼が必要ですので、ご相談ください。

## 16 補助金の返還等

- ◇ 違法、不当な行為があった場合、不正な手段等により補助金の交付を受けた場合など、宝塚市きずなづくり推進事業補助金交付要綱に反する行為があった場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。

## 17 問い合わせ先

- ◇ 担当  
宝塚市役所 市民交流部 きずなづくり室 市民協働推進課(市役所2階)
- 電話 0797-77-2051
- FAX 0797-77-2086
- Eメール m-takarazuka0004@city.takarazuka.lg.jp

(認定NPO法人)宝塚NPOセンターへご相談ください

申請書類の書き方など、補助金の申請について宝塚NPOセンターで支援を行っています。ぜひご利用ください。

所在地 宝塚市栄町2丁目1-1 ソリオ1 3階  
開館日時 火～土 9:00～18:00(日・月・祝は閉館日)  
電話番号 0797-85-7766  
ホームページ <http://hnpo.net/>



宝塚NPOセンターHP

補助金の活用事例について(過年度採択事業の活動紹介)

過年度採択事業の活動を宝塚市ホームページで紹介しています。補助金の活用事例としてご覧ください。

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/shiminkatsudo/1026983.html>

【市ホームページID】1026983

※ページIDを宝塚市ホームページの検索窓に入力すると、  
該当ページが表示されます。

